

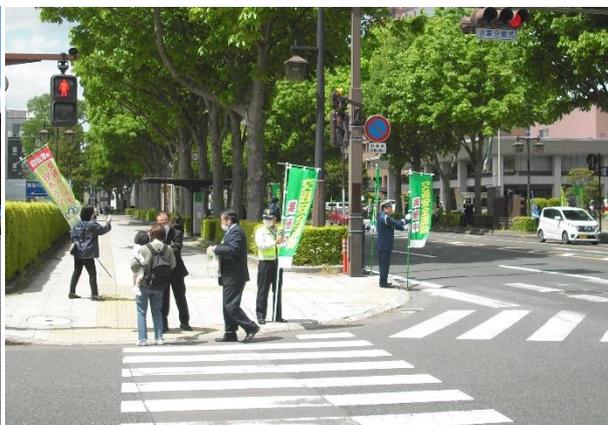
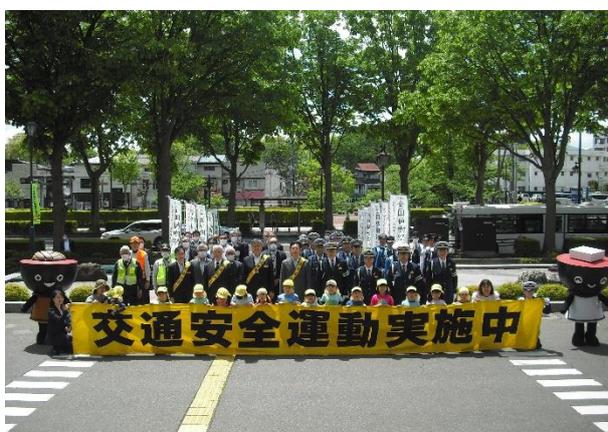


正しい交通ルールを
守る運動推進マーク

岩手の交通安全

2023 春号

春の全国交通安全運動で開始式・街頭啓発活動を実施



5月11日(木)から5月20日(土)まで「春の全国交通安全運動」が実施されるにあたり、当協議会では、初日の11日(木)岩手県庁前広場において開始式と街頭啓発活動を行いました。

開始式では達増拓也会長が当協議会が設立50周年を迎えることに触れ、「「無事故の輪 みんなでつくる 岩手県」(今年度から新しく使用されるスローガン)の下、これまで以上に、県民・関係団体が丸となって、交通安全の機運を高めていく」と挨拶。その後高水紀美彦県警本部長の挨拶に続き、仁王幼稚園園児14名が「飛び出しは絶対にしません」「自転車に乗る時はヘルメットをかぶります」など交通安全に関わる4つの誓いを宣誓しました。最後は園児の出発の掛け声と県警音楽隊ファンファーレを合図に、白バイや盛岡市交通指導車などの車両がパトロールに出発しました。

開始式の後は、協議会会員や交通安全協会会員、交通指導員等がのぼり旗を持ち県庁前の歩道において啓発活動を実施し、また、通行人には啓発物品(チラシや反射材等)を配布しながら、交通安全を呼びかけました。

岩手県交通安全対策協議会

令和5年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

5月30日、盛岡市勤労福祉会館会議室において令和5年度岩手県交通安全対策協議会総会を開催。当協議会佐藤常務委員による議事進行のもと「令和4年度事業報告及び収入支出決算」が承認されたほか、「令和5年度事業計画及び収入支出予算」が承認されました。

なお、事業実施計画は次のとおりです。会員の皆様におかれましては、今後とも広報啓発活動の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

事業実施計画

○ 啓発活動

1 季節運動等

- (1) 各会員による啓発
- (2) 啓発用ポスター・リーフレット・黄色い羽根等の配布
- (3) 道の駅等へのポスター掲示

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1) 会長談話の発表
- (2) 会員による広報（バス・タクシーへの掲出他）

3 広報活動事業

- (1) ラジオスポットCMの放送
- (2) ホームページの公開
- (3) 「交通安全対策情報」の発行
- (4) 機関紙「岩手の交通安全」の発行

4 自転車の交通事故対策事業

自転車安全利用イベント

5 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1) 高齢者行事での反射材用品の着用推進
- (2) 運転免許証自主返納支援策のホームページでの周知
- (3) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施

6 児童生徒の交通安全教育推進事業

- (1) 交通安全ポスターコンクール作品展の実施
- (2) 高校生交通安全テレビCMコンテストの実施
- (3) 児童を交通事故から守る交通安全指導

7 被災地等の交通事故防止対策事業

- (1) 復興関連事業所への広報
- (2) 沿岸地域のコミュニティFMとの連携による広報
- (3) 三陸鉄道主要駅及び沿岸地域の道の駅へのポスター掲示

8 交通安全功労者等の表彰事業

- (1) 交通安全功労者等の表彰（県民大会）
- (2) 交通安全年間スローガン入賞者の表彰（県民大会）
- (3) 交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰
- (4) 交通安全パネル展優秀作品の表彰

9 共催、後援

- (1) 関係機関・団体との共催事業の実施
- (2) 関係機関・団体への後援

○ 県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催
会場 都南文化会館キャラホール

○ 委託事業

1 交通安全運動推進事業

- (1) 黄色い羽根購入・配付
- (2) 交通安全啓発ポスター・チラシの作成・配布

2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施【再掲】
- (2) 児童を交通事故から守る交通安全指導【再掲】



総会の様子



会長挨拶（常務委員（県復興防災部長）代読）

交通死亡事故ゼロ日継続市町村表彰

(令和5年1月から令和5年5月末)

滝沢市 500日達成

滝沢市は令和5年3月13日をもって交通死亡事故ゼロ日継続500日を達成し、当協議会は同年3月14日に滝沢市役所において、同市を表彰。武田 哲市長に対し、表彰状を授与しました。



令和5年度 県民のための交通災害共済のお知らせ

交通災害共済は、加入者がわずかな掛け金を出し合い、交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。万一の交通事故に備え家族そろって加入しましょう。

■加入できる方：岩手県内の市町村の住民基本台帳に登録している方。

また県内の住民基本台帳に登録されてない方でも、就労又は大学等での修学のため、岩手県外に居住を移し、岩手県内の家族と生計を一にしている場合（生活費・学費が常に送金されている場合）は加入できます。

ただし、加入は1人1口で、重複して加入することはできません。

■共済期間：令和5年8月1日（火）00：00～令和6年7月31日（水）24：00まで

ただし、加入申込み受付日が8月1日以後の場合は受付日の翌日00：00からとなります。

他の都道府県に転出した場合でも、共済期間中は有効です。

■共済掛金：年額1人400円（「おとな」「子ども」ともに）

■見舞金の支給内容

交通災害の程度		共済見舞金額
死亡		1,100,000円
自動車損害賠償保障法施行令における第1級、第2級の後遺障害又は身体障害者福祉法施行規則における1級の身体障害		1,100,000円
傷害	入院 1日につき	2,000円
	通院 1日につき	1,000円

※傷害の見舞金は20,000円（最低保障額）から300,000円（最高限度額）までの範囲で、入院や通院の日数に応じた金額の支払いとなります。

■申込先・申込期間：県内の金融機関・・・6月1日から9月29日まで
各市役所、町村役場の担当窓口・・・随時

■問合せ先：各市役所、町村役場の担当窓口

岩手県市町村総合事務組合

電話019（622）6279

URL <http://www.sougokumiai.morioka.iwate.jp/>



岩手県からのお知らせです

～岩手県自転車条例の施行について～

令和5年4月1日『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が施行されました。
この条例では、主に次の事項を定めています。

- ① 自転車が車両であることをきちんと認識すること
 - ② 自転車の交通ルールを理解して守らなければならないこと
 - ③ 自転車を安全に利用できるように点検・整備をすること
 - ④ 万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入すること
- 一人ひとりが自転車を安全で適正に利用し、交通事故の防止に努めましょう。

《自転車の安全利用のポイント》

1. ルールを守ること

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車も車両です
交通ルールを守りましょう



2. 点検整備をすること

自転車を安全に利用するために、日頃から点検整備をしましょう。

- ぶ** **ブレーキ**
前輪・後輪ともによくききますか？
- た** **タイヤ**
すり減ったり、変形していませんか？
十分に空気は入っていますか？
- は** **反射材**
反射材は後部や側面に付き、
壊れたり汚れたりしていませんか？

- しゃ** **車体**
・ハンドル 直角に固定されていますか？
・サドル ゆるみはないですか？高さはいいですか？
・ライト 明るく点灯していますか？
・ペダル 曲がっていませんか？
・チェーン ゆるんでいたり、さびたりしていませんか？
- べる** **ベル**
よく鳴りますか？

3. 自転車損害賠償責任保険等に加入

自転車は加害者になる場合もあります。
自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。



～ ルールを守るとは命を守ること ～

自転車は車両と同じように、原則車道を走行します。
正しいルールを知り、ルールを守って安全運転を実践することが重要です。

自転車の安全利用については岩手県公式HP内で動画を公開中



編集・発行 岩手県交通安全対策協議会事務局
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県復興防災部消防安全課内
TEL: 019(629)5266 FAX: 019(629)5174

